

老発0426第1号
令和6年4月26日

各都道府県知事・市町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が令和6年4月1日から施行されること等に伴い、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）」の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内の関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

○ 介護支援専門員実務研修受講試験の実施について（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）（抄）

新	旧
<p>(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する主任相談支援員</p> <p>(別紙2)～(別紙4) (略)</p>	<p>(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する主任相談支援員</p> <p>(別紙2)～(別紙4) (略)</p>